

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見複合施設空調自動制御装置部品交換業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ(株)

3 随意契約理由

令和6年7月2日に行われた鶴見複合施設の空調自動制御装置の保守点検において、鶴見区民センター大ホール系統のダンパモーター、及び、鶴見区民センターと鶴見図書館の共有部であるエントランスホール系統の電動2方弁、外気温度計について、経年劣化により正常に作動しておらず、このまま放置すれば、今後冷暖房空調にかかる電力消費量が大幅に上がるなど、施設運営に大きな負担がかかることになるため、速やかに劣化した部品の交換を行う必要があるとの報告があった。

鶴見複合施設の空調設備自動制御装置は、上記業者と令和6年4月1日に「鶴見複合施設 中央監視・自動制御装置保守点検業務委託」として、保守点検契約を令和7年3月31日まで締結していることから、上記以外の業者が交換業務を行った場合、責任の所在が不明確となるため、保守点検契約と一貫性を図るためにも上記業者しか本業務に対応する事業者がない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 接続番号（単独回線）変更に伴う非常通報装置再設定業務委託（その4）

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社 関西営業部

3 随意契約理由

非常通報設備（以下、同設備）は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

今回、接続番号変更に伴い同設備において再設定を行う必要があるが、動作確認及び発報試験を行える業者は保守運用を行っている総合警備保障株式会社のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市校務支援・次世代学校支援システム機種更新に伴うデジタルドリルサーバ設定変更業務委託

2 契約の相手方

TOPPAN 株式会社

西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部

3 随意契約理由

教育委員会事務局では、教員の校務の効率化を図り、子どもたちと向き合う時間を創出すること、また学校における情報セキュリティの向上を図るなど、時代に即した学校の情報環境を整備するため、平成26年度に全校を対象に校務支援システム稼働を行い、令和2年度には、次世代学校支援システム（ダッシュボード機能）を追加し、令和3年度にはデジタルドリルとダッシュボード機能とのデータ連携を行うなど、教員の校務の効率化及び教育の質の向上を図っている。校務支援システム及び次世代学校支援システム（以下、「システム」という。）は、平成30年度の機種更新を経て運用しているものであるが、システムが稼働するためのハードウェアおよびソフトウェアのサポート期限が到来することから、令和7年1月稼働に向けてサーバの機種更新を行っているところである。

そのため、システムとデータ連携しているデジタルドリルについて、システムの機種更新後もデータ連携が正常に動作するようサーバの設定変更を行う必要がある。本業務はデジタルドリルのデータ連携におけるサーバの設定変更の設計・事前テストを経て、本番切替を行う一連の業務を委託するものである。

デジタルドリルはTOPPAN株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は他業者には知りえないものであるため、TOPPAN株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、TOPPAN株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会事務局 総合教育センター管理担当

（電話番号 06-6718-7230）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 九条北小学校ほか23校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、施設整備計画（学校改修・建替え・増築等工事）に必要である、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）の、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課 管財グループ
（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能サーバ機種更新に伴うシステム構築業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

本件業務委託は、校務支援システム教職員健康管理機能サーバのリース期間満了に伴い、令和7年3月稼働に向けて別途調達を予定しているサーバ機器に対して、システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーションのバージョンアップ作業、インフラ構築作業、システム導入作業など、各種機能の構築およびデータ移行にかかる業務を行い、すべての機能が正常に動作するようテストを行い、令和7年3月の本番切替を行うことを目的とする。

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成26年5月に一般競争入札により決定されたディアシステム株式会社と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発・運用を行っており、本システムはディアシステム株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、ディアシステム株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、ディアシステム株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9139）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教職員情報システム校園ネットワーク機種更新に伴う対応作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、校園ネットワークの機種更新に伴い、教職員情報システムから上位ネットワークへの接続先変更作業と動作確認テスト及び教育情報ネットワーク基盤(Azure)上に構築するコールセンターSKIP業務用端末（校務系仮想端末）と教職員情報システムの通信許可設定作業を委託するものである。

教職員情報システムは、平成27年度に契約締結した「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託契約」に基づき、株式会社日立システムズ関西支社が独自に開発したものであり、そのプログラム等詳細については他業者には知り得ないものである。本案件で実施する連携インタフェースの改修作業には現行の機器構成や各種サーバ、ネットワーク構成、各種システムの構造・環境等についてあらかじめ把握している必要があるが、こうした要件を満たすのは教職員情報システムを開発・運用している株式会社日立システムズ関西支社のみである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社日立システムズ関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

(電話番号06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称

クラフトパーク 染料廃水処理設備活性炭吸着塔整備業務委託

2 契約相手方

株式会社ゼオ

3 特名随意契約理由

染料廃水処理設備の一部である活性炭吸着塔は、活性炭の働きにより処理水中に残留している溶解性の汚濁物を除去する装置であるが、吸着塔にピンホールの発生及び、排水処理能力の低下が確認されている。活性炭吸着塔で除去されるべき不純物が十分に除去されないと次の工程の設備に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに処理水質の悪化につながり、排水できなくなるため施設運営に多大な悪影響を及ぼすことになる。

当該施設は有料施設であり、利用料金制を導入して運営していることから、市民サービスの低下をきたさないよう、また指定管理者にも不利益を及ぼすことのないよう当該機器を整備する必要があるが、染色廃水処理設備は、上記業者と令和6年4月1日～令和7年3月31日まで「廃水処理設備濾過設備保守点検業務委託」契約を締結している対象設備の1つであり、上記以外の業者が整備業務を行った場合、責任の所在が不明確となり、整備後の保証ができない。上記業者は、同設備の状態及び作業内容の詳細を熟知しており、整備後の保守点検業務にも影響を及ぼさないことから、事業運営に支障をきたすことなく機器整備を実施することができる。

また、今回の整備内容については、保守点検業務委託の契約外となるため、改めて設備整備業務委託契約を締結するものである。

以上のことから、利用者及び指定管理者に不利益を及ぼすことなく当該設備整備業務を実施できるのは上記業者しかいないため、株式会社ゼオとの随意契約を実施する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 6539-3346）